

計 画 書

佐賀都市計画道路の変更（佐賀市決定）

佐賀都市計画道路 3・5・28号 水ヶ江町新郷線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・28	水ヶ江町新郷線	水ヶ江一丁目	北川副町大字新郷字四本黒木	水ヶ江五丁目	約 2,520m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差 8箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

○佐賀市都市計画道路 3・5・28号 水ヶ江町新郷線の整備にあたり、国道 208号との交差点において中心線の振れが生じるため、道路線形の変更による区域の変更を行う。また、同交差点において付加車線が必要なため一部幅員の変更を行うものである。

理 由 書

○ 3・5・28号 水ヶ江町新郷線

今回変更する水ヶ江町新郷線は、佐賀市中心部南側に位置し、南北の市街地を結ぶ補助幹線街路である。

昭和6年に水ヶ江町新郷線として都市計画決定され、その後昭和37年に現在の延長2,520m、幅員15mとして計画変更されている。

同路線については、佐賀市都市計画道路整備プログラムにおいて、短期整備路線と評価され、今後5年間(平成30年度～令和4年度)で事業に着手し、道路整備を実施することとなっている。

既に本路線の県道区間1,110m及び市道区間40mについては整備済みであり、今回、残りの区間を整備するにあたり、国道208号との交差点部において道路中心線の振れが生じたため、道路線形の変更に伴う区域の変更が必要であり、延長420mにおいて区域の変更を行う。

また、交差点部の交通の円滑化と安全性を確保するため、付加車線の設置が必要であることから、交差点部の幅員を一部15mから16.5mへと変更するものである。

変更概要書（佐賀市決定）

名 称	変 更 前			変 更 後			変 更 理 由
	延 長	幅 員	車 線 の 数	延 長	幅 員	車 線 の 数	
3・5・28 水ヶ江町 新郷線	約 2,520m	15m	2 車線	約 2,520m	15m	2 車線	線形の変更及び一部区間の幅員の変更（交差点部）

都市計画策定の経緯の概要（案）

佐賀都市計画道路 3・5・38 号 水ヶ江町新郷線の変更

事 項	時 期	備 考
①原案の作成	令和 2 年 8 月下旬	市報(10 月 15 日号)
②原案説明会	令和 2 年 10 月 30 日	市報発行より 1 週間以上確保
③公聴会	令和 2 年 11 月 13 日	開催期日 3 週間前までに公告
④佐賀県への事前協議		軽微な変更の為協議は要しない
⑤案の作成	令和 2 年 12 月 (予定)	
⑥案の公告縦覧	令和 2 年 12 月 (予定)	2 週間の縦覧
⑦佐賀市都市計画審議会	令和 3 年 1 月 (予定)	
⑧県知事への協議		軽易な変更の為協議は要しない
⑨決定告示	令和 3 年 2 月 (予定)	